

# 人材開発支援助成金

助成金活用方法

**cschool**

<https://cschool.jp/>

株式会社クスール 学校事業部 2019.12.25

# 人材開発支援助成金とは

事業主等が雇用する労働者に対して

職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせる為の

職業訓練等を計画に沿って実施した場合に

訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度

## ■注意事項

下記に該当する場合、助成対象となりません。

1	<input type="checkbox"/>	不正受給をしてから5年以内に支給申請をした 又は支給申請日後、支給決定日までに不正受給した事業主
2	<input type="checkbox"/>	労働保険料を納入していない事業主
3	<input type="checkbox"/>	提出した計画に関して管轄労働局長の補正の求めに応じない事業主
4	<input type="checkbox"/>	管轄労働局長からの書類提出、実施調査、審査の求めに協力しない事業主
5	<input type="checkbox"/>	助成金の支給又は不支給の決定に係わる書類等を整備、5年間保存していない事業主
6	<input type="checkbox"/>	支給申請日の前日の過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
7	<input type="checkbox"/>	性風俗関連、接待を伴う飲食等営業、またはこれら営業の一部を受託営業を行う事業主
8	<input type="checkbox"/>	暴力団関係事業所の事業主及び事業主団体

下記に該当する場合、助成対象となりません。

9	<input type="checkbox"/>	事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行った又は行う恐れがある団体等に属している場合
10	<input type="checkbox"/>	支給申請日または支給決定日の時点で倒産している事業主
11	<input type="checkbox"/>	助成金の不正受給が発覚した場合に行われる事業主名等の公表に同意しない事業主
12	<input type="checkbox"/>	訓練実施計画届を訓練開始日から起算して1か月前までに提出しない事業主
13	<input type="checkbox"/>	制度導入・適用計画届（訓練休暇様式第1号）の提出前に制度を導入している場合
14	<input type="checkbox"/>	新たな訓練計画を追加する場合は訓練開始日から起算して1ヶ月前までに、訓練計画に変更が生じた場合は、当初計画していた訓練実施日もしくは、変更後の実施日のいずれか早い方の前日までに、変更届を提出していない場合
15	<input type="checkbox"/>	所定労働時間外・休日（振替休日は除く）に実施されたOff-JTの賃金助成、OJT実施助成 ※Off-JTの経費助成は助成対象
16	<input type="checkbox"/>	事業主が訓練にかかる経費を全額負担していない場合

下記に該当する場合、助成対象となりません。

17	<input type="checkbox"/>	実訓練時間数が <b>特定訓練コースの場合は10時間未満、一般訓練コースの場合は20時間未満</b> の場合 ※実訓練時間数：総訓練時間数から、助成対象とならないカリキュラム等の時間を除いた時間数
18	<input type="checkbox"/>	支給申請 <b>期間内に申請を行わない</b> 場合
19	<input type="checkbox"/>	訓練開始日、支給申請日及び支給決定日の時点において雇用保険適用事業所でない事業所 ※雇用保険被保険者が0人である事業所を含みます
20	<input type="checkbox"/>	訓練を <b>受講した時間数が、実訓練時間数の8割以上でない</b> 場合 ※OJTありで計画した場合、OFF-JT・OJT期間とも8割以上の受講が必須となります
21	<input type="checkbox"/>	計画申請の前日から起算して6か月前から支給申請の提出までの間に <b>解雇等、事業主都合により離職させた事業主</b>
22	<input type="checkbox"/>	<b>他の助成金等を受けている場合</b> 、原則として、人材開発支援助成金を受けることはできません。 どちらか一方を選択していただくことになります
23	<input type="checkbox"/>	この助成金の支給・不支給決定、支給決定の取消し等は、行政不服審査法上の 不服申立ての対象とはなりません
24	<input type="checkbox"/>	実訓練時間数が <b>特定訓練コースの場合は10時間未満、一般訓練コースの場合は20時間未満</b> の場合 ※実訓練時間数：総訓練時間数から、助成対象とならないカリキュラム等の時間を除いた時間数

## このコースで利用できる助成金

<p>特定訓練コース 若年人材育成訓練</p>	<p>訓練開始日において、<b>雇用契約締結後5年以内</b>で<b>35歳未満</b>の若年労働者への訓練</p>	<p>OFF-JT期間のみ ※正規雇用労働者向け</p>
-----------------------------	--	----------------------------------

# 受給限度額

## ■ 受給限度額・コース数

特定訓練コース 若年人材育成訓練	受給限度額	1000万円
	助成対象となる訓練コース数	1人あたり1年度3コースまで

# 企業分類

## ■ 受給限度額・コース数

サービス業の場合	資本金	企業全体で常時雇用する労働者数
中小企業以外	50,000,001円以上	101人以上
中小企業	50,000,000円以下	100人以下

※資本金・労働者数のいずれかが該当すると中小企業となります



## 助成金受給例

まるごと3コース 210時間 510,000円(税抜)

特定訓練コース 若年人材育成訓練	中小企業	389,100円
	中小企業以外	232,800円

- ・ 所定労働時間：7時間（10:00～18:00）
- ・ 遅刻、早退、欠席なし

# 助成額

助成額・助成率		
特定訓練コース 若年人材育成訓練	Off-JT賃金助成 (1人1時間当たり)	経費助成
	760円 (380円)	45% (30%)

※( )内は中小企業以外の助成額・助成率

## 限度額と限度時間

### 経費助成の限度額（1人当たり）

	20時間以上 100時間未満	100時間以上 200時間未満	200時間以上
特定訓練コース 若年人材育成訓練	15万円 (10万円)	30万円 (20万円)	50万円 (30万円)

※( )内は中小企業以外の助成額・助成率

## 助成金申請の流れ

時期	若年人材育成訓練
2020年1月	職業能力開発推進者を決定
2020年2月	実施計画申請書類作成・確認
2020年2月末まで	実施計画申請
2020年4月	OFF-JT（研修）開始
訓練終了2ヵ月以内	支給申請（OFF-JT終了2ヵ月以内）
支給申請から約1年後	助成金のご入金 ※1

※1：入金時期は2019年東京都の例です。入金時期は、利用年度や都道府県により異なります。

**cschool**

<https://cschool.jp/>

株式会社クスール 学校事業部